

再就職等監視委員会の活動状況

(平成28年度)

1. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計19回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に関する調査結果や、再就職等規制に係る諸制度などに関して議論を行った。

2. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した職員OBや人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。平成28年度に認定された事案の概要は以下のとおり。

- ① 当委員会からの指摘を受けて行われた任命権者調査において、平成28年9月、再就職等規制違反行為が認定され、当該府省において、事案の概要が公表されるとともに、違反者に対し、再就職等規制違反として初めての懲戒処分が行われた。
- ② 平成28年12月、当委員会は国家公務員法第106条の20第1項の規定に基づき「委員会による調査」の開始を決定し、平成29年1月、文部科学省職員及び元職員による複数の再就職等規制違反行為を認定し、違反事案の概要を公表した。

併せて、任命権者である文部科学大臣に対し、違反行為を行った者、違反行為の隠ぺいを図った者及び監督責任者について懲戒処分その他の適切な措置をとることを求め、文部科学省において9名の職員及び元職員に対し懲戒処分等が行われた。

また、文部科学大臣に対し、文部科学省OBを利用した再就職あっせんの枠組みによる違反行為又は再就職等規制の潜脱的運用が今後なされないよう再発防止の徹底を図ること、委員会調査の過程で多数の違反行為が認められたことから全容の解明のために任命権者調査を行うこと、調査結果に従って関係者への処分を行うこと等を求めた。

- ③ ②の当委員会からの調査等の要求を受けて、文部科学省において任命権者調査が行われ、平成29年3月、当委員会が指摘した事案以外の事案も含め多数の再就職等規制違反行為が認定され、文部科学省において、事案の概要及び今後の再発防止策の具体的な方策を検討する旨が公表されるとともに、37名（改めて処分等を行った3名を含む。）の職員及び元職員に対し懲戒処分等が行われた。
- ④ ③の文部科学省の任命権者調査の状況を受けて行われた他の府省の任命権者調査において、平成29年3月、再就職等規制違反行為が認定され、当該府省において、事案の概要が公表されるとともに、違反者に対し懲戒処分が行われた。

3. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットについて前年度の違反事案の概要を掲載する等の改訂を行い、配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等の人事担当者を対象に、各府省における任命権者調査が適正に行われるよう、再就職等規制の説明会を全国10箇所で開催した。

また、全国各地の経済団体に対して、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼し、これを受けて、各経済団体の会報誌やホームページに再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関するリーフレットの配布などが行われた。